

# 魅力的な地域の資源を活かして 新たな所得と雇用を創出する取組を応援します！

農山漁村振興交付金

地域資源活用価値創出対策（創出支援型） 地域資源活用・地域連携推進支援事業

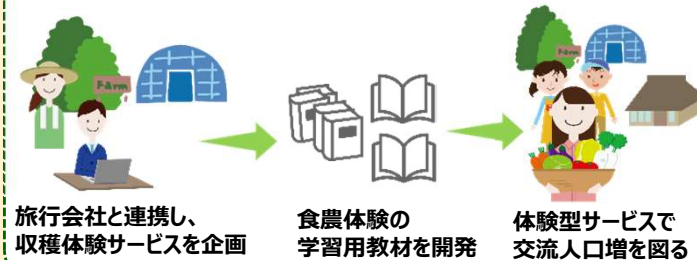
## 新たな取組の第一歩に、是非この事業を活用ください！

### 農林漁業者や事業者など

#### （例）地域の農産物で新商品を開発



#### （例）収穫体験サービスを開発



### 市町村や協議会など

#### （例）美しい景観を観光コンテンツに



#### （例）地域ぐるみで新商品開発の推進



## たとえば、次のような費用が支援できます！

- ・各種専門家の派遣費用
- ・取組の検討に必要な会場使用に係る費用
- ・試作品の製造費用や分析費用、試験販売費や商談会等への出展費用
- ・体験プログラム開発費用や学習用教材開発費用

支援できる費用は他にも！

### < 支援対象となる取組（複数の組合せも可） >

- 1 : 新商品の開発と販路開拓（新商品のデザイン開発や商談会への出展など）
- 2 : 直売所の売上向上に向けた多様な取組（観光・体験ツアーの試行など）
- 3 : 多様な地域資源を新分野で活用する取組（新事業の創出など）
- 4 : 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組（品質・機能性の分析、市場調査など）

#### 〔補助率・上限〕

- 1～3 : 1/2以内  
4 : 定額  
上限額 : 500万円

裏面もご参照ください

# あなたの **むら** の力をあわせて、広がれ共創の輪

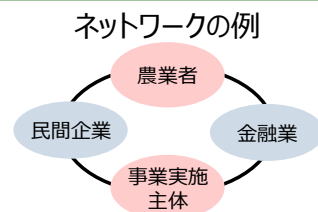
農山漁村振興交付金

## 地域資源活用価値創出対策（創出支援型） 地域資源活用・地域連携推進支援事業

～ この事業を活用いただくために ～

### ☑ 事業実施主体になることができるか確認

事業実施主体が市町村等以外である場合は、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者（3者以上）が連携するネットワークを構築する又は構築することが見込まれる必要があります。



### ☑ 実施予定の地域が要件を満たすか確認

- |                |             |                           |
|----------------|-------------|---------------------------|
| (1) 特定農山村地域    | (6) 沖縄地域    | (11) 急傾斜地帯等 <sup>※1</sup> |
| (2) 振興山村       | (7) 奄美群島    | (12) 中山間地域                |
| (3) 過疎地域       | (8) 小笠原諸島   | (13) 農業振興地域               |
| (4) 半島振興対策実施地域 | (9) 特別豪雪地帯  | (14) 漁業集落                 |
| (5) 離島振興対策実施地域 | (10) 指定棚田地域 |                           |

※1 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

### ☑ 成果目標と目標年度の設定を検討

事業完了年度の翌々年度までに、事業者の付加価値額<sup>※2</sup>及び売上高を事業実施前年度と比較して増加することなどを目標として設定します。

※2 付加価値額 = 経常利益 + 人件費 + 減価償却費

～ 地域資源の活用にお悩みの方 ～

### 都道府県や都道府県サポートセンターに相談

本事業の活用を含め、地域資源を活用した付加価値の創出に関するお悩みがある方や支援を受けたい方は、それぞれの県や県サポートセンターにご相談ください。

（※ 各都道府県サポートセンターの一覧は、本紙下部のHP上に掲載）



木材加工品



古民家や空き家



竹林



活用できる地域資源は  
身近にあるかも！

∞ ∞ ∞ 可能性は無量大 ∞ ∞ ∞

本事業の詳細は、以下ホームページをご覧ください。  
別途、施設整備（ハード）に対する支援もあります。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html>

